

NO.	受付年月日	質問内容	回答
1	2月2日	<p>「10 管理に要する経費の(1)指定管理業務に係る経費」の中で、総額と年額がそれぞれ示され、単年度ごとに県積算額を超える提案は選外とするとされています。維持管理及び運営等に関する業務基準の参考資料1では、各ビジターセンター毎の指定管理料が示されていますが、提案にあたり、両ビジターセンターの指定管理料の合計が県から示された総額以内であれば、各ビジターセンターの指定管理料のどちらかが県積算の指定管理料より高くなっても選外とはならないと解釈してよいのでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。なお、各ビジターセンターの指定管理料のどちらかが県積算の指定管理料より高いことを理由に選外にはなりません。積算結果が適正かという審査はありません。</p>
2	2月2日	<p>「10 管理に要する経費」 (2)指定管理料の変更等(P.11)・12県と指定管理者のリスク分担(P.15) 県と指定管理者のリスク分担の中では、物価変動及び金利変動に係るリスクは指定管理者が取るものとされている一方で、指定管理料の変更等について、「指定管理料の積算に影響を及ぼす…物価水準の大幅な変動等があった場合は、県と指定管理者との協議により、必要に応じて、指定管理料の額を変更します。」とあります。 昨今、円安や国の政策としての賃上げ等の影響により、人件費や燃料費、資材等の高騰が続いています。ここでいう「物価水準の大幅な変動等」はどの程度の変動を想定しているのでしょうか。 また、制度として、今後、賃金・物価スライド制度の導入はないのでしょうか。</p>	<p>「物価水準の大幅な変動等」について、現時点で想定はありませんが、今後の社会情勢により検討していきます。</p> <p>また、「賃金・物価スライド制度」について、現時点で、制度を導入する予定はありません。</p>
3	2月2日	<p>「2 施設及び設備の保守及び維持管理に関する業務」の(1)保守及び維持管理業務の中の(ア) d 簡易水道設備(ケミカルタンク)に管理の基準として、清掃等は月1回とありますが、具体的な清掃等の方法については県と協議するという事でよいのでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
4	2月2日	<p>「2 施設及び設備の保守及び維持管理に関する業務」の(1)保守及び維持管理業務のオ 駐車場に係る対応(西丹沢ビジターセンターのみ)で、業務は駐車場の案内やバス回転場所への駐車規制となっています。地域の特性上必要となる除雪作業や落ち葉等の清掃業務は指定管理業務に含まれていないと解釈してよいのでしょうか。</p>	<p>駐車場の除雪や落ち葉等の清掃業務は指定管理業務に含まれませんが、開館に必要な軽度の除雪や巡視の際のゴミ拾い等については、指定管理業務の一環として対応をお願いします。</p>
5	2月2日	<p>「6 その他留意事項」の(2)職員の配置等において、各施設に管理運営責任者を常勤雇用で1名以上の配置することや、受付業務に必要な人数を配置し、利用サービスの支障ないようにすることとなっていますが、指定管理料の人件費の県積算における各VCの人員配置について教えていただけませんか。 具体的には人件費(秦野ビジターセンター年額21,033千円・西丹沢ビジターセンター年額15,225千円)について、積算の前提となっている各ビジターセンターの人員体制(常勤・非常勤・パート日数など)及び具体的な積算内訳(給与もしくは日単価、法定福利費、各種手当、社会保険等)をご教示ください。</p>	<p>指定管理料の人件費の積算に当たっては、秦野ビジターセンター(常勤1名、非常勤3名、日々雇用3名(延べ405日)、西丹沢ビジターセンター(常勤1名、非常勤2名、日々雇用2名(延べ204日)の設定により行っています。</p> <p>なお、指定管理者制度には応募団体の提案を期待する趣旨もあり、応募に当たって、詳細な積算内訳の提示は必須な情報ではないと考えております。必要であれば、情報公開請求の手続きを取っていただきますようお願いいたします。</p>

NO.	受付年月日	質問内容	回答
6	2月2日	<p>「6 その他留意事項」 (2)職員の配置等 「カ 職員は…応急手当の講習会受講者など基本的な応急措置ができる者を配置するよう努めること」とされてます(第2期の記載「応急救護手当に対応できる有資格者(救急救命士等)を配置するよう努めること」から修正されています)。一方で、「県立ビジターセンターの選定基準」の「評価の視点」では、「・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等」とされていますが、業務の基準に従い救急救命士の配置は必須ではないという認識でよいでしょうか。</p>	<p>「業務の基準」に記載のとおり、必須ではありません。</p>
7	2月2日	<p>6 その他留意事項 (2)職員の配置等 「防火管理者を置くこと。」とされていますが、消防法上では、西丹沢ビジターセンターは施設の規模から防火管理者の選任は不要と思われますが、それでも防火管理者の選任が必要ということでしょうか。また、秦野ビジターセンターにおいても、施設が公園のパークセンターと一体となっていることから、公園側で配置していればビジターセンター側での選任は不要ということでしょうか。</p>	<p>両ビジターセンターの施設の規模等に鑑みて、防火管理者を選任することは不要としています。</p>
8	2月2日	<p>「2 施設及び設備の保守及び維持管理に関する業務」(P.1~2) エ 園地の巡視等(西丹沢ビジターセンターのみ) オ 駐車場に係る対応(西丹沢ビジターセンターのみ) 「7 施設概要」(2)西丹沢ビジターセンター(P.6~7) 園地及び駐車場は、指定管理施設の範囲には入っていない中、同箇所での一定の業務が「業務の基準」の中で示されています。これらの業務は、あくまで、管理者である県への協力として実施するものとの位置づけでよいでしょうか。具体的には、当該箇所の管理瑕疵責任等は指定管理者が負うことはないものとの整理のもと、「募集要項11(17)保険の付与」の対象としなくてよいでしょうか。</p>	<p>これらの業務は指定管理業務ですが、保険付与の対象とする必要はありません。</p>
9	2月2日	<p>一般管理費の比率が第1期16.4%、第2期11.5%、今回10.0%と、毎回減少していますがその理由について教えてください。</p>	<p>一般管理費については、本施設や他の県立指定管理施設における実績等を踏まえて積算をしているものです。</p>
10	2月2日	<p>税金について、消費税及び地方消費税のみ見込まれていますが、その他の税金(例えば印紙税、自動車税等)はどこで積算されているのでしょうか。</p>	<p>県の積算は必ずしもすべての経費区分を表現している訳ではありません。その他の税金については、一般管理費で見込んでください。</p>
11	2月2日	<p>(6)節減努力等の評価の視点にて、点数の計算式が示されていますが、点数の小数点以下は切り捨てになるのでしょうか。</p>	<p>評価点は小数点以下切捨てとなります。</p>